

## 「吉野川市中小企業者等振興基本条例」について意見募集に対する結果

### 1. 募集結果

募集期間	平成30年11月12日(月)～平成30年12月12日(水)		
意見等提出者数	1人		
提出件数 (提出方法内訳)	3件		
	郵便	FAX	E-mail
	通	通	1通、直接持ち込み
			通
意見等の反映状況	A 意見等を計画等に反映するもの	1件	
	B 意見等が既に反映されているもの	件	
	C 意見等を今後の参考とするもの	2件	
	D 意見等を反映する見込みのないもの	件	

※なお、意見等件数のうち、パブリックコメントの対象とならない意見が 0 件寄せられました。提出いただきましたご意見等については、今後の参考意見とさせていただきます。

### 2. 意見等の分類

項 目	件 数
「吉野川市中小企業者等振興基本条例素案」に関する意見	3件

### 3. 提出された意見等と吉野川市の考え方

「吉野川市中小企業者等振興基本条例」に関する意見等と吉野川市の考え方

NO	意見等の概要	吉野川市の考え方	反映
1	条例内では「中小企業者等」という表現が「小規模企業者や小企業者」を含む旨の表記はあるが、市内事業者の多くを占める小規模企業者等に配慮する施策を中心とすることを表すため、表題に「小規模企業者等」の文言を追加し、「吉野川市中小企業・小規模企業者等振興基本条例」とすることを提案する。	パブリックコメントの結果を受け、中小企業等振興基本条例素案検討委員会で協議した結果、表題を「吉野川市中小企業者、小規模企業者及び小企業者の振興に関する基本条例」とする。	A
2	小規模企業施策の一層の進展を図るためには、小規模企業振興を明確に位置付け、小企業者の支援機関及び地域総合経済団体としての商工会・商工会議所の役割を十分発揮できるよう事業運営に対する協力や支援を明確にすることが本条例(案)を制定する意義だと思ふ。よって、第6条の(産業経済団	第2条で商工会議所、商工会を含む産業経済団体については定義規定をしており、また、当条例は努力義務であるため、商工会議所、商工会の役割や責任についてはまでは条文内に明記はしない。しかし、商工会議所、商工会の役割は重要であると認識しており、第14条の協議の場として来年度設置予定	C

	体の役割)とは別に商工会・商工会議所の役割や責任について条文明記することを提案する。	のワーキンググループ等に各産業経済団体もメンバーとして据え置いてもらう予定とする。	
3	小規模企業者等に対する継続的な支援のためには、本条例(案)に「基本計画の策定」の条文が追加され、5年間程度の基本計画が策定されるべきだと思う。	本条例は理念条例であるため、通常は具体的な記載はしないものである。また、現状として、条例と計画をセットでは考えておらず、今後、ワーキンググループ等で基本計画策定の必要性が出てきた際には、検討する。	C

#### その他注意事項

- ・様式は、ペーパーとE-mail又は個人伝言板にて提出してください。